

2. 窓口負担割合の見直しについて

1. 制度の概要

- (1) 県内の 2 割負担対象者数 (国推計値を基に算定) ※実数は 8 月中頃判明
 一定以上の所得のある方 (現役並み所得者 (3 割負担) を除く)
 ※ 対象者数 : 約 3.3 万人 (被保険者 約 17.8 万人の 約 18.6%)
 (参考) 3 割負担対象者数 : 約 1 万人 (約 5.7%)

(2) 所得基準 (政令)

75 歳以上の方^{*1}の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定

同一世帯に住住民税課税所得が 28 万円以上の被保険者がいる方で、かつ、「年金収入+その他の合計所得金額^{*2}」が下記に該当する方

- | | |
|------------------|----------|
| ① 被保険者が 1 人の世帯 | 200 万円以上 |
| ② 被保険者が 2 人以上の世帯 | 320 万円以上 |

※ 1 : 65~74 歳で一定の障害があると広域連合が認定した者を含む。
 ※ 2 : 公的年金等の収入金額以外の収入金額 (事業収入や給与収入等) から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額を合計したもの

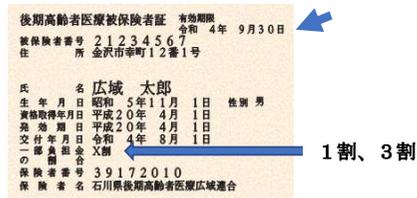
(3) 施行日

令和 4 年 10 月 1 日

2. 被保険者証の 2 回交付 (令和 4 年度のみ)

7 月の年次更新時に 2 割負担対象者の判定ができないことから、令和 4 年度は、被保険者全員に対し「7 月 (年次更新)」と「9 月 (施行日前)」の 2 回送付する。

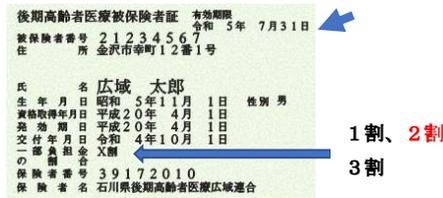
1 回目・7 月送付 (だいたい色)



1 割、3 割

有効期間 : 令和 4 年 8 月 1 日 ~ 9 月 30 日

2 回目・9 月送付 (緑色)



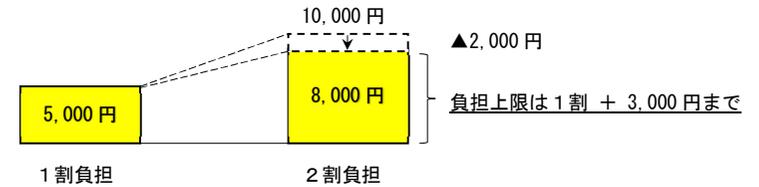
1 割、2 割
3 割

令和 4 年 10 月 1 日 ~ 令和 5 年 7 月 31 日

3. 配慮措置と口座登録の事前勧奨 (2 割負担対象者)

- 2 割負担変更による影響が大きい 外来医療 について、施行後 3 年間 (R7.9.30 まで)、1 か月分の 1 割負担の場合と比べた負担増を、最大でも 3,000 円に収まるような配慮措置を導入 (3,000 円を超えた分を後日被保険者に払い戻す等)

例 : 1 か月の医療費全体額が 50,000 円の場合
 窓口負担 1 割 のとき 5,000 円 ①
 2 割 のとき 10,000 円 ②
 負担増 (②-①) 5,000 円
 ただし、配慮措置により
 5,000 円 - 3,000 円 (負担増上限) = 2,000 円 (払い戻し等)



2,000 円は高額療養費として登録口座に振込 (同一医療機関の場合は窓口で支払い不要)

- 対象者のうち高額療養費の口座登録がない被保険者 に対して、2 回目の保険証交付時に「支給申請書兼口座登録用紙」を同封

・対象予定数 : 約 1.2 万人 (2 割対象者 3.3 万人の約 35%)

4. 周知・広報について

今回の改正は高齢者の方にご負担いただく改正であることから、施行に当たっては、国が示す広報活動 (国作成のポスター、リーフレットの活用等) を踏まえ、高齢者をはじめとする皆様に、丁寧な周知・広報を実施する。

(被保険者向け)

- 保険証送付時 (7 月、9 月) にリーフレット等を同封し、個別に周知・広報
- 高齢者が集う介護施設 (約 2,200) 等に、ポスターを配布 (8 月)
- 新聞広報 (7/14 朝刊) や広域連合・市町のホームページ・広報等により、制度改正等を周知 (随時)

(関係機関向け)

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体に周知を依頼するほか (7 月)、個々の医療機関 (約 2,000) あてに、ポスター及びリーフレットを送付 (8 月)
- 懇話会委員所属団体にポスター、リーフレットを送付及び周知を依頼 (7 月)